

# 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和6年9月19日開催 投資信託協会]

## 1. 外部委託先管理の強化について

- 昨今、外部委託先に対するサイバー攻撃により、金融機関の顧客情報が漏えいする事案が発生している。
- 委託先におけるインシデントであっても、金融機関が顧客情報管理の責任から逃れられるわけではない。
- 重要な委託先におけるインシデントの原因の検証及び再発防止策の実効性の確保、これらが確保できない際の代替策の検討を含め、委託先管理の有効性・十分性を確認し、必要に応じて改善していただきたい。

## 2. サイバーセキュリティに関するガイドラインについて

- サイバーリスクは、技術の発展や地政学リスクの高まりなどとともに増加しており、トップリスクの一つとして、金融機関において適切に管理していく必要がある。昨今の脅威動向、これまでのモニタリングの実績、国内外の情勢等を踏まえ、先般、サイバーセキュリティに関する新たなガイドライン案について、パブリックコメントに付したところであり、ご意見をいただき感謝申し上げます。いただいたご意見を踏まえ、今後最終化し公表する。
- 金融機関等の規模・特性は様々である。このため、ガイドラインにも記載しているとおり、「基本的な対応事項」及び「対応が望ましい事項」のいずれについても、一律の対応を求めるものではなく、金融機関等が、自らを取り巻く事業環境、経営戦略及びリスクの許容度等を踏まえた上で、サイバーセキュリティリスクを特定、評価し、リスクに見合った低減措置を講ずること（いわゆる「リスクベース・アプローチ」を採ること）が必要であると考えている。
- また、金融機関におけるサイバーセキュリティ管理態勢上の課題への対応には、時間がかかるものもあると考えている。したがって、重要性・緊急性に応じて、優先順位をつけた上で、順次対応していただければと考えている。
- 金融庁としては、金融システム上の重要性・リスクなどを勘案の上、同ガイドラインの運用などを通じて、金融機関におけるサイバーセキュリティ管理態勢の強化を促してまいりたい。

### 3. 金融行政方針の公表について

- 2024年8月30日（金）、金融庁の2024事務年度一年間の方針や重点課題を示した金融行政方針を公表した。
- 金融行政方針に盛り込まれている各取組については概要をご覧いただければと思うが、金融庁としては、
  - ・ これまで取り組んできた資産運用立国の実現に向けた施策等を着実に進めるとともに、
  - ・ 社会・経済環境の変化にも柔軟に対応し、金融システムの安定・信頼と質の高い金融機能の確保等を図っていくとの方針を示している。
- 金融庁としては、金融行政方針を端緒として、皆様と課題認識等を共有し、建設的な対話を行いたいと考えている。金融庁では、今後、本方針等に関する説明会を各地域で開催する予定であるが、本方針の内容でご不明な点、ご懸念の点、ご提言したい点があれば、遠慮なくお問合せいただきたい。

### 4. Japan Weeksについて

- 国際金融センターの実現を含む資産運用立国に関する施策や、我が国の金融資本市場としての魅力等を情報発信するため、2023年に引き続き、2024年もJapan Weeks 2024として9月30日より各種イベントを関係者と協力して開催する予定。
- 2023年は、25件のイベントが開催され、金融関係者1万人以上に参加いただいたが、2024年は、2023年を大きく上回る40件以上のイベントが開催される見込み。また、その期間中に国内外の資産運用会社等による対話の場として「資産運用フォーラム」を立ち上げる予定。
- 皆様におかれては、資産運用立国に関するご意見や、「Japan Weeks」の時期に企画している関連イベントでJapan Weeks 関連イベントとして特設サイトに掲載・登録したいもの等があれば、金融庁にお寄せいただければ幸い。

### 5. サステナブルファイナンスの取組みについて

- サステナブルファイナンス有識者会議では、2024年7月には、「サステナ

ブルファイナンス有識者会議第四次報告書」を公表した。

- 中でも、投資として一定の投資収益の確保を図りつつ、社会・環境的効果（インパクト）の実現を目指す「インパクト投資」は、社会・環境課題の解決に資する技術開発や事業革新に取り組む企業を支援する上で、重要な役割を果たすと考えている。
- インパクト投資の手法を確立し、広めるため、官民の幅広い関係者が参画する「インパクトコンソーシアム」を立ち上げ、議論を進めているところ、皆様には、是非関心をもっていただき、コンソーシアムへの参加も含め、積極的にご関与いただくことを期待したい。
- 多様な投資家がサステナビリティ投資市場に参入しやすくするため、関係者とGX・サステナビリティ投資商品のあり方について対話を実施し、2024年7月に「対話から得られた示唆」を公表した。
- こうした取組を踏まえ、今後、サステナブルファイナンス有識者会議において、投資家の特性等を踏まえた具体的な投資機会のあり方等について議論を行い、サステナビリティ投資の基本的意義・効果を実感できる機会や情報を投資家へ提供していく。皆様からも今後、ご意見をいただきたい。

## 6. 金融経済教育推進機構について

- 金融経済教育推進機構（J-FLEC）が、2024年4月に設立され、8月から本格稼働を迎えた。
- 8月2日には、岸田総理及び8業界団体トップにご参加いただき、「J-FLEC立上げ式」を開催した。その際、岸田総理からも、今回を第1回として「金融経済教育に関するハイレベル会合」を定期開催していく旨、発言があったところ。
- 今後、J-FLECを中心に、金融トラブルの未然防止や対応のあり方等も含め、幅広い金融経済教育を広く国全体へ普及させるべく取り組んでいく。その一環として、J-FLECと個別金融機関が連携したイベントも複数予定されており、皆様におかれても、ぜひご協力をお願いしたい。
- なお、J-FLECは、家計管理等に関する電話相談の受付、幅広い年代向けの講義資料の公開、学校・企業への出張授業の申込受付等をすでに開始しており、この秋からは、個人の資産状況やライフステージに応じたアドバイスを対面・オンラインにて行う、個別相談の無料体験も開始予定である。

- 取引先企業が従業員向けの金融経済教育を実施する際には、ぜひ J-FLEC を活用いただきたいと考えており、こうした取組について、会員各社から取引先企業への周知に協力をお願いしたい。

## 7. 税制改正要望について

- 2024年8月30日（金）、令和7年度の税制改正要望項目を公表した。主要な要望項目は、以下のとおりとなっている。

### 【① 資産運用立国等の実現に向けた措置】

- ・ NISA の利便性向上等
- ・ 企業年金・個人年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置
- ・ 上場株式等の相続税に係る物納要件等の見直し
- ・ 金融所得課税の一体化

### 【② 国際金融センターの実現に向けた措置】

- ・ クロスボーダー投資の活性化に向けた租税条約等の手続きの見直し

### 【③ 安心な国民生活の実現に向けた措置】

- ・ 生命保険料控除制度の拡充
- ・ 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実

- 今後、年末に向けて議論が本格化していくところ、皆様におかれても、引き続き、ご協力をお願いしたい。

## 8. 7月G20財務大臣・中央銀行総裁会議の成果物について

- 7月25日から26日にかけて、ブラジルのリオデジャネイロにおいて G20 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された共同声明における金融関連の主な内容をご紹介します。

- ・ まず、金融システムの脆弱性への対処、及び、国際金融規制改革の適時の実施に強くコミットする旨が再確認された。特に、バーゼル III 枠組みの全ての要素を完全かつ整合的な形で、かつ可能な限り早期に実施するとの、2024年5月の中央銀行総裁及び銀行監督当局長官（GHOS）による合意が、G20でも再確認されている。
- ・ また、ノンバンク金融仲介（NBFII）セクターの強靱性の強化に関するFSB進捗報告書が歓迎された。オープンエンド型ファンドの流動性ミスマッチに

係る FSB の政策勧告の実施への支持が示されるとともに、証拠金の備えやレバレッジに関する政策作業への期待が示された。

- ・ 暗号資産に関しては、FSB ハイレベル勧告を実効的に、適時に、かつ調和された方法で実施するとのコミットメントが再確認された。また、金融活動作業部会（FATF）による FATF 基準のグローバルな実施の加速、及び、DeFi や P2P 取引などから生じる新たなリスクに関する作業への支持が示された。
- ・ その他、クロスボーダー送金に関する G20 ロードマップの実施へのコミットメントが再確認されるとともに、自然関連金融リスクに関連する金融当局の規制監督上のイニシアティブ及び課題を取りまとめた FSB のストックテイクが歓迎された。
- ・ 最後に、サステナブル・ファイナンスについては、金融機関及び企業の「公正な」移行計画の推進に焦点を当てた議論への支持が示された。また、サステナビリティ報告基準の実施に当たっての、特に中小企業や新興途上国における課題に対処し、信頼性のある、比較可能で、相互運用性のあるサステナビリティ報告開示基準を促進する方法に関する勧告への期待が示された。

- 次回の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議は、2024 年 10 月にワシントン D. C. で開催される予定。引き続き、皆さんの意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

## 9. IOSCO 年次総会の開催

- 5 月 26 日から 28 日にかけて、IOSCO（証券監督者国際機構）の年次総会がギリシャ・アテネで開催された。今回の IOSCO 年次総会においては、サステナブルファイナンスやフィンテック、NBF1 など多岐にわたって議論が行われた。その中でも特に投資信託協会と関係が深い、OEF（オープンエンド型ファンド）の流動性リスク管理の議論について紹介したい。
- 2020 年 3 月のコロナショックに伴う金融市場の混乱を受け、FSB や IOSCO では NBF1 セクターの強靱性の強化に向けた作業が行われている。その一環として、2023 年 12 月 20 日に、FSB からは「オープンエンド型ファンドにおける流動性ミスマッチがもたらす構造的脆弱性への対応にかかる政策提言（改正版）」が、IOSCO からは「希釈化防止のための流動性管理ツール：『集団投資スキームの流動性リスク管理に関する提言』の有効な実施のためのガイダンス」と題する報告書がそれぞれ公表された。

- FSB は、メンバー法域における、OEF の構造的な流動性ミスマッチに対処するためのリスク管理の整備状況につき、2026 年末までにストックテイクを行うこととされている。投資信託協会におかれては、本件への対応につき、すでに検討部会を設置して議論を重ねていただいていると承知しているが、しっかりとした対応を改めてお願いしたい。
- なお、金融庁の有泉金融国際審議官は 2022 年 10 月から IOSCO の代表理事会副議長に就任しているが、今回の年次総会において副議長に再任された。金融庁としては引き続き IOSCO において積極的に議論に貢献していく。

## 10. 資産運用立国について

- 資産運用立国に関し、監督部門からは、特に「資産運用力の向上やガバナンス改善・体制強化」、「プロダクトガバナンスの確立」、「基準価額の一者計算」、「資産運用業の健全な発展に向けた組織体制の整備」の四点について、それぞれお願いしたい。
- まず、「資産運用力の向上やガバナンス改善・体制強化」に関し、2023 年 12 月に、特に大手金融機関グループに対し、グループ内での資産運用ビジネスの経営戦略の位置付けのほか、運用力やガバナンス改善・体制強化のためのプランの策定・公表を要請した。この結果、現在までに 16 の金融グループが、創意工夫をこらした独自のプランを公表している。成長と分配の好循環の実現のためには、家計金融資産等の運用を担う資産運用業が国民から信頼される存在になるとともに、その運用力の向上が不可欠であり、金融庁としては、今回プランを公表した金融グループに限らず、各社における運用力の向上に向けた取組を把握し、好事例の発信等を通じ、業界全体の取組を後押ししていきたい。
- プロダクトガバナンスについては、これまでも各運用会社において取組を進めていただいているものと承知しているが、今後、「プロダクトガバナンスに関する補充原則」を新たに定める「顧客本位の業務運営に関する原則」の改訂も踏まえて、顧客の最善の利益に適った商品提供に努めていただきたい。また、足元、プロダクトガバナンスの実践として、不芳ファンドの整理に向け、ファンドの償還・併合を検討する動きがある中、制度面・実務面での課題も指摘されていると承知している。金融庁としても、不芳ファンドの整理を含め、プロダクトガバナンスの徹底に向けた環境整備を進めていきたいと考えており、そのような課題があれば前広にご相談いただきたい。
- 「日本独自のビジネス慣行や参入障壁の是正」に関し、基準価額の一者計算

について、2024年6月に投資信託協会において計理処理の標準化等に向けた業界ガイドラインをとりまとめていただいた。また、金融庁は、監督指針において、各社が基準価額の計算過誤等に関する対応方針（マテリアリティポリシー）を定める場合の留意点を規定するなど、一者計算の普及に向けた環境整備を進めたところ。一者計算の実施が、業務の効率化や、ひいては顧客の利益に資するものであれば、積極的に活用いただきたい。

- 資産運用業の健全な発展を後押しするための組織体制を整備することも重要。

2024年6月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」では、「金融庁において、銀行・保険・証券の監督担当課に並ぶ資産運用担当部署を設置すること」などを通じて「資産運用業が我が国金融業の中で銀行・保険・証券に並ぶ第4の柱となるよう、業界の発展を継続して推進する」とされている。

これを受けて、2024年7月1日付で、資産運用業の監督業務を担う資産運用参事官及び資産運用モニタリング室を証券課から総務課に移管するとともに、資産運用参事官の下に資産運用業の高度化の推進に関する企画・立案を担う資産運用企画室を新たに設置した。

また、投資信託協会と日本投資顧問業協会の統合について、2024年6月に両協会から統合の意義・目的が公表され、統合に向けた具体的な議論が進められているものと承知している。統合により、自主規制機関として、資産運用業界全般を統一的にカバーするとともに、一層の機能強化が図られ、資産運用業界の健全な発展につながるものと考えており、引き続き、統合に向けた建設的な議論をお願いしたい。

## 11. 相場急変時の対応について

- 2024年8月上旬、株式相場は世界的に大幅な下落の連鎖が起きた。こういった相場の急変時には、特に丁寧な顧客対応が必要と考えられる。一部の運用会社においては、動画なども活用しながら、長期的な視点を持ち、市場変動の際も冷静に判断を行うことの重要性等を顧客に対して丁寧に説明されたと承知している。各運用会社におかれては、顧客が長期・積立・分散により安定的な資産形成を実現できるよう、適時適切な情報の発信をお願いしたい。

## 12. 「資産運用業大会」について

- 2024年9月30日、Japan Weeksの際に、日本投資顧問業協会との共催によ

り、「第3回 資産運用業大会」が開催されるものと承知している。本大会は、業界関係者が一堂に会し、業界の発展や課題解決に向けて認識を共有し合う大変良い機会だと考えている。

- ぜひともこのような機会を通じて、資産運用業界全体が、顧客利益の最優先など、国民の安定的な資産形成に向けた社会的使命を改めて確認し、業界一丸となって資産運用立国の実現に向けて取り組んでいただくことを期待している。

### 13. 「国民を詐欺から守るための総合対策」について

- 令和5年下半期以降、投資家や著名人になりすましたSNS上の「偽広告」等によって被害者を誘い込み、SNS上のやり取りで信用させ、金銭をだまし取る手口の詐欺等の被害が急増したことを受け、2024年6月に、政府において「国民を詐欺から守るための総合対策」が取りまとめられた。
- 総合対策の施策の一つとして、事業者団体等における偽広告等への適正な対応の推進が求められており、具体的には、投資信託協会を始めとする金融関係事業者団体において、横断的に、偽広告等に関する情報収集や注意喚起を行うとともに、自らになりすました偽広告等を発見した場合などには積極的な削除要請を行うことが求められている。
- これまで、投資信託協会をはじめとする金融関係事業者団体の皆様と、本施策の具体的な取組内容について、事務的にご相談を重ねさせていただいたところであるが、2024年9月13日付けで、投資信託協会及び協会会員等に対し、自らになりすました偽広告等に関する情報収集や注意喚起、偽広告等の積極的な削除要請の実施、並びにその結果について金融庁への報告を求める要請文を发出させていただいた。
- 投資詐欺被害の防止に向けて政府一体となって取り組んでいるところ、投資信託協会及び各社におかれても、要請文に沿った対応について、ご協力をお願いしたい。

(以 上)